

特記仕様書

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、一般国道461号 大田原市黒羽田町における一般国道461号黒羽バイパス橋梁予備設計業務委託（以下、「本業務」とする。）に適用するもので、本仕様書以外の事項については、栃木県県土整備部の定める「栃木県業務委託共通仕様書」（以下、「共通仕様書」とする。）によるものとする。

第2条（業務目的）

本業務は、一般国道461号 大田原市黒羽田町地内における一級河川那珂川渡河橋の橋梁予備設計を行い、架橋部における地形、河川の流況、景観および既存の関連資料を踏まえ、上部工、下部工及び基礎工について比較検討を行い、最適橋梁形式と基本的な橋梁諸元を決定することを目的とする。

第3条（業務内容）

1. 設計諸元 次のとおりとする。

- (1) 道路規格：第3種第2級
- (2) 設計速度： $V=60\text{km/h}$
- (3) 幅員構成： 2.50m （歩道） $+1.50\text{m}$ （路肩） $+2@3.25\text{m}$ （車道） $+1.50\text{m}$ （路肩） $=12.00\text{m}$ （有効幅員）
- (4) 橋長：約230m

2. 設計内容

(1) 設計計画

1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通仕様書第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

2) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。

3) 橋梁形式比較案の選定

受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督職員と協議のうえ、設計する比較案3案を選定するものとする。

4) 基本事項の検討

受注者は、設計を実施する橋梁形式比較案に対して、下記に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

- ①構造特性（安定性、耐震性、走行性）
- ②施工性（施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード）
- ③経済性
- ④維持管理（耐久性、管理の難易性）
- ⑤環境との整合（修景、騒音、振動、近接施工）

(2) 現地踏査

受注者は、架橋地点の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量・地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計計算

受注者は、上部工の設計計算については、主要点（主桁最大モーメント又は軸力の生じる箇所）の概算応力計算及び概略断面検討を行い、支間割、主桁配置、桁高、主構等の決定を行うものとする。下部工及び基礎工については、躯体及び基礎工の形式規模を想定し、概算の応力計算及び安定計算を行うものとする。

(4) 設計図

受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、一般図（平面図、側面図、上下部工・基礎工主要断面図）を作成し、道路、河川との関連、建築限界及び河川改修断面図等を記入するほか土質柱状図を記入するものとする。なお、構造物の基本寸法の表示は、橋長、支間、桁間隔、下部工及び基礎工の主要寸法のみとする。

(5) 景観検討

橋梁形式の選定にあたっては地域特性等を踏まえ景観検討を行うものとする。

(6) 関係機関との協議資料作成

受注者は、関係機関との協議用資料、説明用資料作成を行う。関係機関は河川管理者の1機関を想定している。

(7) 概算工事費算出

橋梁形式比較案のそれぞれに対し、概算数量を算出し、それを基に工事費を算出する。

(8) 照査

照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行うものとする。

- ①基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- ②一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- ③設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- ④設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(9) 報告書作成

1) 橋梁形式比較一覧表の作成

受注者は、橋梁形式比較案に関する検討結果をまとめ、橋梁形式比較一覧表を作成するものとする。橋梁形式比較一覧表には一般図（側面図、上下部工及び基礎工断面図）を記入するほか、「基本事項の検討」において実施した技術的特徴、課題を列記し、各橋梁形式比較案の評価を行い、最適橋梁形式案を明示するものとする。

2) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、共通仕様書第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

(10) 打合せ

本業務の打合せは、業務着手時、中間時（3回（設計条件設定時、橋梁形式検討時、最適案提案時））、成果品納入時の計5回行い、業務着手時及び成果品納入時には、業務主任者が立ち会うこととする。

第4条（疑義）

本業務に関して、受注者は疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、決定するものとする。

第5条（貸与品）

本業務実施に際し、以下の資料を貸与する。

- ・道路概略修正設計業務委託 461号黒羽BPその31（快安道単）
- ・流況解析業務委託 461号黒羽BPその32（快安道単）

第6条（成果品の提出）

本業務における成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 業務委託報告書（A4版） | 1部 |
| (2) 報告書電子媒体CD-R（電子納品） | 2部（正・副） |
| (3) その他監督員が指示するもの | 1部 |

電子媒体（CD-R）2部は「正」を発注事務所、「副」を公益財団法人とちぎ建設技術センターに提出するものとする。

第7条（契約不適合責任）

発注者に引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者の責任において成果物の修補又は代替物の引き渡し等適切な措置をとるものとする。

第8条（その他）

受注者は、本特記仕様書に関して記載されていない事項について、本業務遂行のために必要な業務については、監督員と協議し必要に応じて実施するものとする。